

岩手県告示第 682 号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金のうち農林水産部に係るもの(平成 18 年岩手県告示第 483 号)の一部を次のように改正し、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

平成 19 年 9 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
[略]		[略]	
林業振興課	林業・木材産業構造改革推進事業費補助(全 県域を活動区域とする団体に係る補助金に 限る。)、県産材利用拡大推進事業費補助(全 県域を活動区域とする団体に係る補助金に 限る。)、岩手木炭産業再構築事業費補助及 <u>び</u> 県民参加の森林づくり促進事業費補助	林業振興課	林業・木材産業構造改革推進事業費補助(全 県域を活動区域とする団体に係る補助金に 限る。)、県産材利用拡大推進事業費補助(全 県域を活動区域とする団体に係る補助金に 限る。)、岩手木炭産業再構築事業費補助、 <u>県民参加の森林づくり促進事業費補助、県 産製材品販路拡大実践事業費補助及びいわ て燃料チップ産業確立事業費補助</u>
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。